

議案第28号

専決処分の承認を求めることについて

平成26年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成27年5月12日提出

狭山市長 仲川幸成

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成26年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

補正予算別冊のとおり

平成27年3月31日

狭山市長 仲 川 幸 成

平成26年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成26年度狭山市介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ612千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,155,581千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 財産収入		千円 135	千円 612	千円 747
	1 財産運用収入	135	612	747
歳 入 合 計		9,154,969	612	9,155,581

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		千円 147,606	千円 612	千円 148,218
	1 基金積立金	147,606	612	148,218
歳 出 合 計		9,154,969	612	9,155,581